

第1節 ユーザーフレンドリーな手続への改善

1. 方式審査事務の迅速化

特許庁では、1990年12月より特許、実用新案に係る世界初の電子出願の受付をスタートさせ、その後も着々とシステムの構築を図り、2000年1月からは意匠・商標・審判・国際出願（国内段階）の電子出願の受付を実現する等、特許庁業務全体の電子化に向けた体制を整えてきた。

とりわけ、早期の権利設定に向けた諸施策が講じられる中、1998年4月からはパソコン出願の受付開始により、オンライン手続は更に普及・拡大されることとなった。

このように、オンライン手続が拡大されることを前提として特許庁は、1997年5月「特実ペーパーレスシステム見直しの基本計画」の中で、ペーパーレス環境に対応した業務・システムの見直しを図ることとし、具体的には、以下の(1) - (3)を実現するためのシステム構築を決定した。

- (1) 方式審査における、的確な案件管理、責任の明確化のための一出願一担当官制の導入
- (2) 審査期間の更なる短縮を図るための、方式審査と実体審査の並行処理
- (3) 方式審査業務の効率化のための、機械チェック事項の拡充等

これらの施策は、1999年1月から特許、実用新案方式審査事務部門で実施し、意匠、商標方式審査事務部門では2000年1月の電子出願の受付開始に合わせて実施した。これにより、方式審査業務は一層の迅速化が図られるとともに、一出願一担当官制に移行することとなった。

さらに、審査期間の更なる短縮を図るために、方式審査事務部門と実体審査部門での案件管理の一体化を図る等、審査官が実体審査業務に専念できるよう審査業務のバックアップ体制を整えてきた。

(1) 方式審査の一出願一担当官制

従来の方式審査事務部門では、願書、中間書類等の種類ごとに案件を担当する事務体系であったため、願書の方式審査を行った方式審査専門官が、その後に提出された手続補正書等に関与することがなかったことから、出願ごとの一貫した対応及び案件管理が行われないという問題があった。

このため、実体審査の部門に対応した方式審査グループを設けるとともに、係属する各案件について、原則として、一の方式審査専門官が一貫した方式審査事務を行う体制（一出願一担当官制）を導入することとなった。

これにより、ペーパーレス下における方式審査業務において、出願人と特許庁との一層のコミュニケーションの緊密化を図り、案件ごとの問い合わせ担当官を明らかにすること等により、的確な案件管理、責任の明確化を図ることとなった。

(2) 方式審査と実体審査の並行処理

従来の書類の移動を伴う方式審査事務では物理的な制約から、複数の者が同一案件にアクセスできないというデメリットが大きく、業務を単一化してまとめて行うバッチ型業務処理によらざるを得なかったが、ペーパーレスシステムの効果であるマルチアクセスが可能となったことにより、業務形態も個々の案件の事務が可能となった段階で、順次事務が流れるフロー型処理へ転換することとなった。フロー型処理が可能となったことにより、従来の業務体系では不可能であった、方式審査と実体審査の並行処理が可能となった。

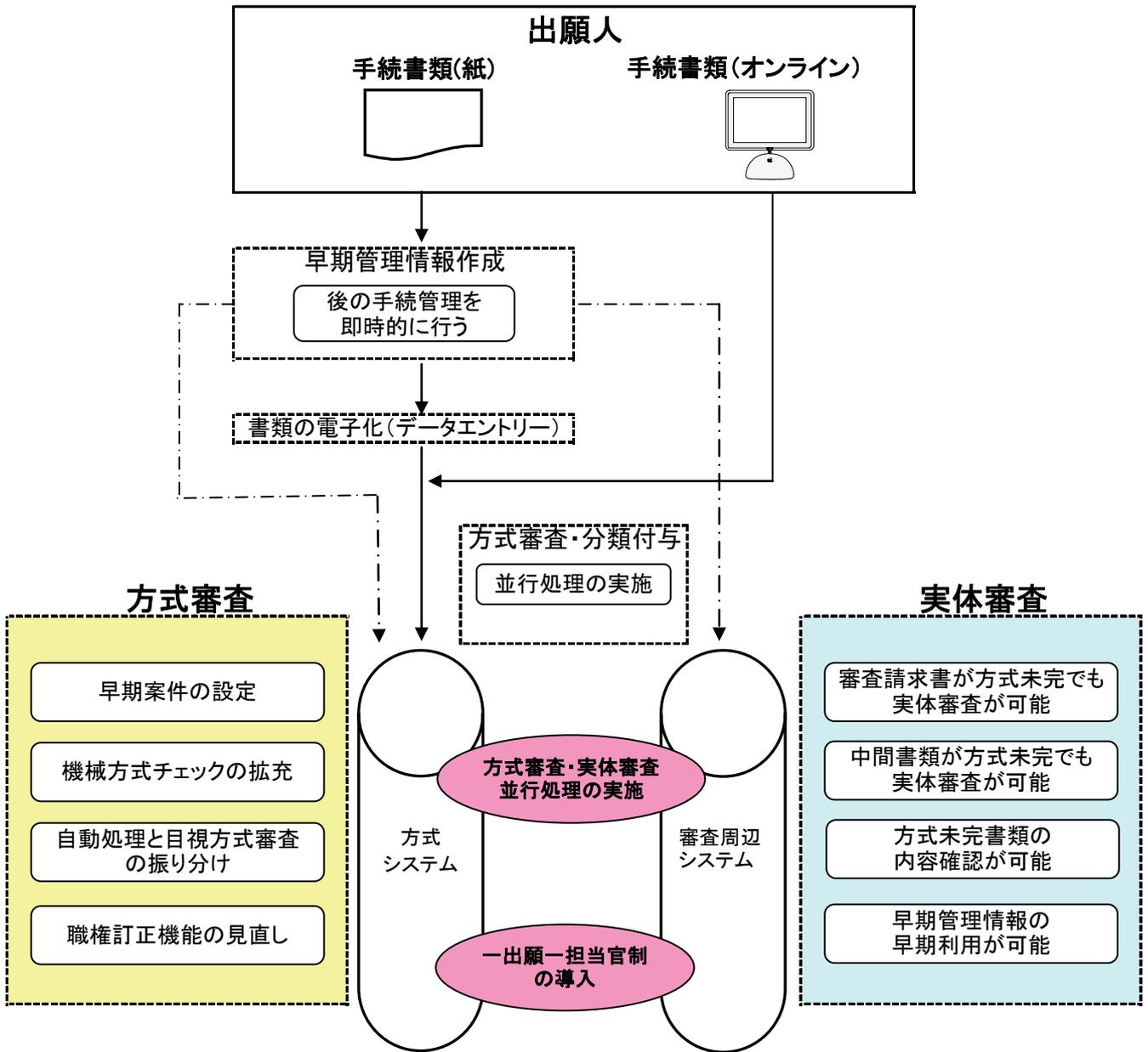
方式審査と実体審査の並行処理とは、取りも直さず事務者と審査官、審査官と方式審査専門官との連携及びコミュニケーションの緊密化を意味し、例えば、早期審査、優先審査案件等の早期処理を可能とするなど、方式審査の結果を待たずして実体審査の着手を可能としたものである。

(3) 方式審査の自動処理・早期処理

特実ペーパーレス計画の見直しにより、方式審査システムを抜本的に改善して、すべての手続書類に機械方式チェック機能を拡充し、目視が必要な方式審査案件と方式審査完了案件の振分けを自動化することで方式審査のスピードアップも図り、オンライン手続書類では、受付日からおおむね5日程度で方式審査を完了することが可能となった。

さらに、料金未納・不足等の指令事項に伴う手続補正指令や、その応答がない場合の却下処分の自動処理機能を導入するとともに、法令上の手続要件は満たしているものの軽微な誤りについては、可能な限り方式審査専門官が職権訂正することにより、方式審査の早期処理を図ってきた。

【方式審査と実体審査の並行処理】



迅速な確認が可能 →

(資料) 特許庁作成

2. 料金の納付方法の多様化

産業財産権に係る手数料及び登録料の出願人等からの納付に関しては、特許特別会計の創設（1984年7月）に伴って収入印紙から特許印紙による手続へと改められた。その後、オンライン出願の開始（1990年12月）に合わせ、特許印紙をあらかじめ所定の予納口座へ納付し手続の都度納付額を引き落とす、特許印紙の「予納制度」を導入した。これにより特許印紙による納付手続は大幅に利便性が向上した。

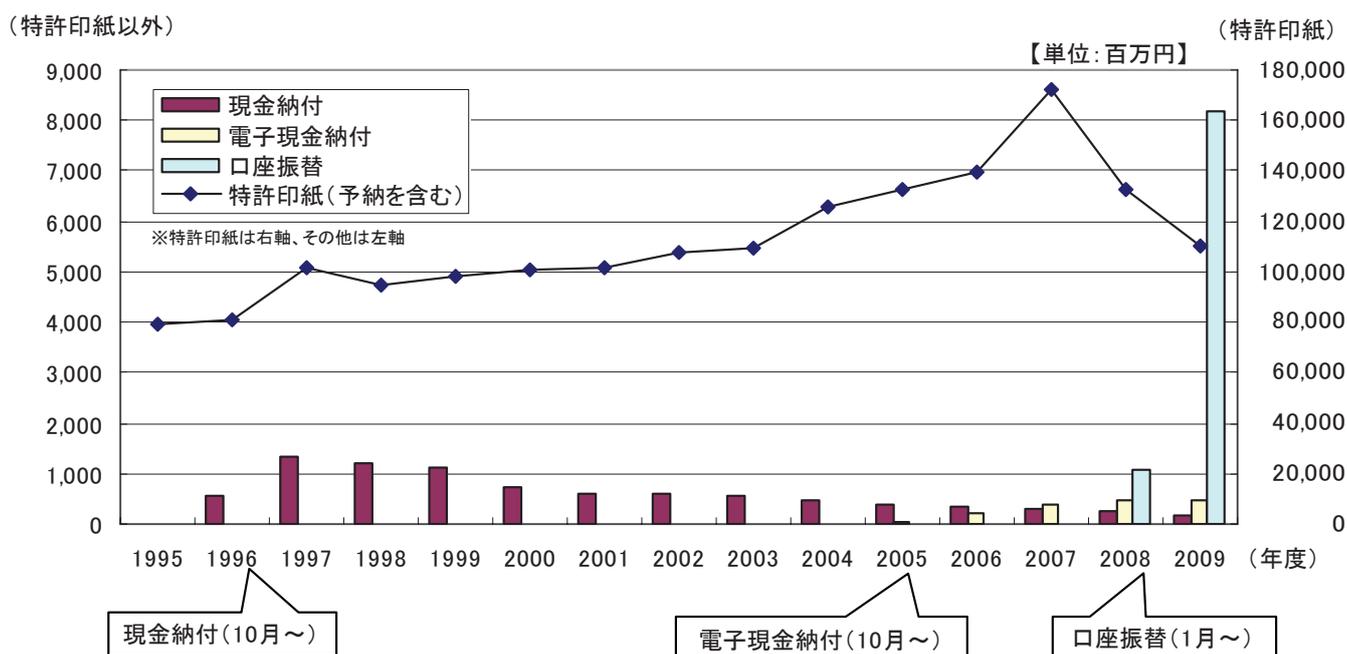
一方、ユーザーからは印紙を用いない現金での料金納付について強い要望があり、特許庁ではこれに対応するため、まず納付書を用いることにより現金での納付を可能とする「現金納付制度」を1996年10月から導入した。その後、通信技術の革新的な進展により可能となったインターネット出願の開始に合わせて、「電子現金納付制度」を2005年10月から導入した。

さらに、2009年1月からは、より利便性の高い、ユーザーの金融機関口座から納付額を振り替える「口座振替制度」の運用を新たに開始し、これにより料金の納付の形態は5種類（下表参照）となった。

【納付形態】

開始時期	納付形態	説明
1984年7月	特許印紙貼付	特許印紙を申請書類に貼付して納付する方法
1990年12月	特許印紙予納	あらかじめ予納口座へ特許印紙を納付し、引き落とす方法
1996年10月	現金納付	納付書を用いて日本銀行歳入代理店（金融機関）から現金により納付する方法
2005年10月	電子現金納付	インターネットバンキング、専用現金受払機（ATM）を利用して納付する方法
2009年1月	口座振替	金融機関の預金口座から振り替えて納付する方法

【1995年度からの料金納付額の推移】



(資料) 特許庁作成

3. 特許料等の納付通知の改善

特許権等の設定登録後の権利維持、管理は権利者の責務であることから、従来、特許庁からの納付時期通知等は行っていなかったが、ユーザーから納付期限に関する情報提供の要望があったことから、2008年10月から設定登録時に送付する通知書の改善を行った。

具体的には、特許（登録）証と同時に送付する設定登録通知書に、毎年の特許（登録）料納付期限日を一覧表にて明記し、権利維持のためには納付期限までに所定の特許（登録）料納付が必要である旨の注意書きを記載した。

また、納付期限徒過による権利失効の防止を目的とする新たなサービスとして2009年1月から、権利者等の申出により、第4年分以降の特許料、実用新案登録料及び第2年分以降の意匠登録料を1年ごとに自動引き落としし、権利維持できる「特許料又は登録料の自動納付制度」を導入した。

これらの改善により権利者における、権利維持、管理の利便性が向上した。

【設定登録通知書のイメージ】

<p>特許証送付先 住 所 〒100 東京都千代田区霞が関五丁目5-0</p> <hr/> <p>氏 名 株式会社特許</p> <hr/> <p style="text-align: right;">様</p>	<p style="text-align: center;">特許料の納付について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。 ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日（出願公告を経て特許になった場合は、公告日）の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。 ・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。 ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。 ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。 ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。 特許庁ホームページ http://www.jpo.go.jp/indexj.htm 	<p style="text-align: center;">特許料納付期限日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納付年分</th> <th>納付期限日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第6年分</td><td>平成24年 8月17日</td></tr> <tr><td>第7年分</td><td>平成25年 8月17日</td></tr> <tr><td>第8年分</td><td>平成26年 8月17日</td></tr> <tr><td>第9年分</td><td>平成27年 8月17日</td></tr> <tr><td>第10年分</td><td>平成28年 8月17日</td></tr> <tr><td>第11年分</td><td>平成29年 8月17日</td></tr> <tr><td>第12年分</td><td>平成30年 8月17日</td></tr> <tr><td>第13年分</td><td>平成31年 8月17日</td></tr> <tr><td>第14年分</td><td>平成32年 8月17日</td></tr> <tr><td>第15年分</td><td>平成33年 8月17日</td></tr> <tr><td>第16年分</td><td>平成34年 8月17日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。</p>	納付年分	納付期限日	第6年分	平成24年 8月17日	第7年分	平成25年 8月17日	第8年分	平成26年 8月17日	第9年分	平成27年 8月17日	第10年分	平成28年 8月17日	第11年分	平成29年 8月17日	第12年分	平成30年 8月17日	第13年分	平成31年 8月17日	第14年分	平成32年 8月17日	第15年分	平成33年 8月17日	第16年分	平成34年 8月17日												
納付年分	納付期限日																																					
第6年分	平成24年 8月17日																																					
第7年分	平成25年 8月17日																																					
第8年分	平成26年 8月17日																																					
第9年分	平成27年 8月17日																																					
第10年分	平成28年 8月17日																																					
第11年分	平成29年 8月17日																																					
第12年分	平成30年 8月17日																																					
第13年分	平成31年 8月17日																																					
第14年分	平成32年 8月17日																																					
第15年分	平成33年 8月17日																																					
第16年分	平成34年 8月17日																																					
<p style="text-align: center;">特許権設定登録通知書</p> <p>特許番号 第4000048号 登録日 平成19年 8月17日 出願番号 特願2002-323373 出願日 平成14年11月 7日 請求項の数 2 納付年分 第5年分まで 受領金額 9,000円 受領日 平成19年 8月10日</p>	<p>問い合わせ先 出願支援課登録室 電話 03(3581)1101(代表) 特許担当 内線 2708</p>																																					

4. 商標登録証の発行

商標登録証は、1884（明治17）年10月から「商標条例」に基づき交付されていたが、「改正商標法」により1922（大正11）年1月から登録証に代えて「商標登録の証明書」を申請により交付することとなり、その後、商標権設定登録時に「商標登録通知書」を発行してきた。

近年、国際的な企業競争の中、国際市場において質の高い商品・サービスを製造し提供することが求められるようになると、そうした商品・サービスを識別し、保証し、広告する機能を有する商標の重要性が高まった。

このような産業界の商標権に対する意識の高まりにより、通知書ではなく諸外国と同様に商標登録証交付の要望が強まり、平成10年商標法一部改正を契機に「商標登録証」を発行することとした。

発行に当たっては検討委員会を設置し、ユーザーの意見も踏まえたデザイン等の検討を重ね、登録商標イメージ（図形や文字）を取り込んだ登録証とすることとし、1999年1月から77年ぶりに「商標登録証」が復活することとなった。

これに併せて、特許証、実用新案登録証、意匠登録証のレイアウト等についても見直しを行い、2000年4月からA4縦型、タイトル・日付の英語併記による特許（登録）証を発行している。

さらに、知的財産推進計画2005の提言を受け、ユーザーの利便性向上、発明者等の顕彰などの観点から文字フォント等の変更を行い、現在に至っている。

【商標登録証のイメージ】



5. 阪神・淡路大震災への対応

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、神戸市を中心に甚大な被害を与えた。震災に遭った特許事務所や出願人等からは、所定の期間内に特許庁への手続が困難になった状況を訴える声とともに、手続期間の救済措置がとられるようにとの要望が数多く寄せられた。

このため、特許庁に係属中の出願又は審判について、指定期間の延長及び「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法」第3条第2項に基づき、必要と認められる場合には法定期間の延長を認めることとした。また、書類の受領が困難又は書類を受領しても事務処理遂行が困難である者については、希望により、特許庁からの書類の発送を一時的に停止した。